

令和3年5月17日

各公益社団法人・一般社団法人会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

まん延防止等重点措置の対象区域の拡大等にかかる時短要請について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般、政府対策本部において、まん延防止等重点措置の公示が変更され、5月9日から5月31日の間、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたことから、県内16市町を措置区域として、飲食店以外の業種の皆様にも営業時間の短縮等について、ご協力いただいていたところでした。

しかしながら、本日、新規感染者数は過去最多の155人となり、8日間連続で100人越えとなるなど、感染拡大に歯止めがかかっておりません。また、感染は県内全域で確認されていることから、より広域に措置を実施し、これ以上の感染拡大を阻止することが急務です。

については、5月16日から、特に感染拡大の傾向が見られる6市町を重点措置区域に追加し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、別添のとおり新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条1項に規定する施設に対し、営業時間の短縮をはじめとする各種取り組みへの協力を依頼します。

貴法人におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・まん延防止等重点措置の公示に伴うその他施設への要請について

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>